

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく
政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議
(令和8年4月15日) 発言概要

○国民民主党

1. 女性皇族の婚姻後の身分保持及び配偶者・子の身分

- ・ 公的活動の担い手を確保する観点から、最優先で実現すべき。
- ・ 配偶者と子は、一般国民としての権利義務を保持し続けるものとする
ことが、皇室の歴史に整合的である。その際、「准皇族」として一
代に限り皇室同様の処遇を認めることは不自然ではない。

2. 皇統に属する男系男子の養子縁組

- ・ 現行憲法、皇室典範施行後5か月の間、皇位継承権を有していた旧
11宮家の男系男子が皇籍を取得できる仕組みを整える第2案は、伝
統的な男系継承を維持するための現実的な処方箋であるとする。

3. その他

- ・ これ以上の議論の停滞は立法府の不作為となりかねず、早期に結論
を導き出すべき。
- ・ 今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、悠仁親王殿下という皇位継承の流れ
をゆるがせにはしてはならない。
- ・ 現時点で悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承を議論するには機が熟
しておらず、かえって皇位継承を不安定化させるおそれがある。
- ・ 第1案（女性皇族の婚姻後の身分保持）と第2案（男系男子の養子
縁組）を並行して速やかに実現することが、悠仁親王殿下を支える
皇族数を確実に確保し、皇室制度の安定に寄与する最善の策と考
える。